

災害情報等の発信に関する覚書

安中市と東京瓦斯株式会社群馬支社（以下「東京瓦斯」という。）は、災害情報等の発信に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、安中市内において、災害や事故、故障等（以下「災害等」という。）により、東京瓦斯の保有する都市ガスの供給設備等（以下「ガス供給設備」という。）に関して市民に影響のある事象が発生した場合に、市民に情報を迅速かつ正確に伝達するため、安中市が実施可能な広報手段を用いて情報を発信することについて必要な事項を定める。

（発信の依頼）

第2条 東京瓦斯は、災害等により、ガス供給設備に関して市民に影響のある事象が発生したと判断した場合には、ただちに安中市に対して状況を伝達するとともに、東京瓦斯が実施可能な広報手段を用いて市民に周知するものとする。

2 東京瓦斯は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、安中市に対して情報発信を依頼することができる。

3 東京瓦斯は、前項の規定により安中市に対して情報発信を依頼する場合には、「災害情報等発信依頼書」（別紙1）により依頼する。

ただし、休日、夜間、その他緊急時等やむを得ない場合には、口頭による依頼を行うことができるものとし、速やかに「災害情報等発信依頼書」を提出する。

（発信の実施）

第3条 安中市は、前条の規定に基づき東京瓦斯から依頼を受けた際は、安中市が実施可能な広報手段により情報発信を行う。ただし、情報発信を行うことが困難なやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 安中市は、前項に規定する情報の発信が困難なやむを得ない事情があるときは、ただちにその旨を東京瓦斯に伝達しなければならない。

（平時の備え）

第4条 安中市と東京瓦斯は、災害時等における対応を円滑に行うことができるよう、あらかじめこの覚書に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に交換しておくものとする。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、安中市又は東京瓦斯のいずれからも解除の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、安中市と東京瓦斯で協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、安中市と東京瓦斯で記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月19日

安中市 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

東京瓦斯 群馬県高崎市東町134番6号
東京瓦斯株式会社 群馬支社
支社長